

有機 J A S 認定手数料

分類	手数料科目	生産行程管理者（個人）		生産行程管理者（グループ）		製造業者		輸入業者		小分け業者	
		自ほ場	外注部分 (1外注分類)	自グループほ場	外注部分 (1外注分類)	基本施設	2施設目 3施設目以降	基本施設	2施設目 3施設目以降	基本施設	2施設目 3施設目以降
初年度	申請手数料	¥20,000		¥20,000		¥20,000		¥20,000		¥20,000	
	審査手数料	¥30,000	¥15,000	¥134,000	¥29,000	¥134,000	¥64,000 ¥50,000	¥78,000	¥40,000 ¥20,000	¥78,000	¥40,000 ¥20,000
	実地検査手数料	¥50,000		¥50,000		¥50,000		¥50,000		¥50,000	
	実地検査経費	実費		実費		実費		実費		実費	
年次 監査	監査手数料	¥20,000	¥10,000	¥97,500	¥22,000	¥100,000	¥52,000 ¥30,000	¥52,500	¥20,000 ¥10,000	¥52,500	¥20,000 ¥10,000
	実地監査手数料	¥50,000		¥50,000		¥50,000		¥50,000		¥50,000	
	実地監査経費	実費		実費		実費		実費		実費	
変更 申請	審査手数料	¥25,000		¥55,000 (1生産行程管理者につき)		¥55,000		¥50,000		¥50,000	
	実地検査手数料	¥50,000		¥50,000		¥50,000		¥50,000		¥50,000	
	実地検査経費	実費		実費		実費		実費		実費	
そ の 他	個別講習会手数料	¥50,000		¥50,000		¥50,000		¥50,000		¥50,000	
	個別講習会経費	実費		実費		実費		実費		実費	

上表の金額は消費税を含まない手数料です。

全事業者共通

- ※1 当認定機関では会員制度はなく、上表の分類は認定業務に要する手数料を示しています。
- ※2 外注分類とは、ほ場等の施設、種苗生産の施設、搗精施設、選別の施設、調整の施設、保管施設、その他施設の7分類を指します。なお、生産行程管理者（個人）の申請において外注部分に「ほ場等の施設」が含まれている場合、生産行程管理者（グループ）の取り扱いとなります。
- ※3 外注施設については基本的に実地検査（実地監査）は行われませんが、認定体系の中で必要と判断される場合は実地検査（実地監査）を行う場合がありますので予めご了承ください。
- ※4 実地検査手数料は実地検査1日あたりの費用となります。但し、輸入業者で保管倉庫を持たない場合は実地検査手数料は1日あたり30,000円となります。
- ※5 実地検査対象施設が遠隔地に跨り、移動日が必要な場合、1日あたり一律10,000円が加算されます。
- ※6 新規申請においては、申請書類の提出と認定に必要な手数料をお支払いいただきますと申請受理となり、審査が開始されます。なお、実地検査経費は実費となりますので、実地検査終了後、速やかに請求書を発行させていただきますのでお支払い願います。
- ※7 実地検査経費、実地監査経費の「実費」とは、検査員が実地検査を行う対象施設（対象ほ場等）まで出向く際に必要となる往復の旅費交通費等の実施経費を指します（当社規定に基づく）。なお、事業者において予めチケット、ホテル等宿泊施設をご準備していただいた場合等においては、それに該当する費用は除外されます。
- ※8 年次監査及び変更申請においては、予め年次監査手数料をご請求させていただきますので、実地月までにお支払い願います。なお、実地監査経費は実費となりますので、実地監査終了後、速やかに請求書を発行させていただきますのでお支払い願います。
- ※9 2年目の年次監査は、前年度の認定日から1年以内に実地監査を受け、3年目の年次監査は2年目の実地監査日から1年以内に実地監査を受けなければなりません。
- ※10 ほ場、施設・設備、手順等が追加又は変更された場合は変更届をご提出いただき審査を受けていただくことが必要です。審査の段階で実地検査が「必要」と判断された場合は実地検査費用が加算されますが実地検査が不要の場合は審査手数料のみを請求させていただきます。
- ※11 認定証の再発行となる場合、再発行料3,000円が必要となります。
- ※12 当認定機関にて不適正な格付業務が行われている認定事業者に対し、臨時監査を必要とした場合、実地監査手数料及び実地監査経費と同額の手数料をお支払いいただきます。
- ※13 現地講習会手数料は、受講者数が20名までの場合は50,000円とし、21名以上の場合は1名毎に10,000円が加算されます。
- 生産行程管理者
- ※14 生産行程管理者は有機農産物、有機畜産物及び有機飼料（調整又は選別の工程のみを経たものに限る。）の生産行程管理者を指す。
- ※15 生産行程管理者（グループ）において使用資材、管理方法等が異なる農家数が10を超える場合、10を超える分の1農家について、審査手数料として10,000円が加算されます。
- 製造業者、輸入業者及び小分け業者
- ※16 製造業者は有機加工食品及び有機飼料（調整又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）の生産行程管理者を指す。
- ※17 一体的認定の場合については基本構成員が2を超える構成員数の場合、審査作業が増加するため、1構成員につき審査費用の1/2が加算されます。
- 外国の事業者
- ※18 外国生産行程管理者、外国製造業者、外国小分け業者の認定においても同一料金となります。